

庄東小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

- ・「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子供たちの絆づくりや居場所づくりに努める。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条）

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、子供の心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為である。
- ・いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- ・だれもが被害者にも加害者にもなりうる。
- ・子供は、いじめを行ってはならない。
- ・大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子供を守らねばならない。
- ・すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

3 いじめへの対応

(1) いじめの未然防止

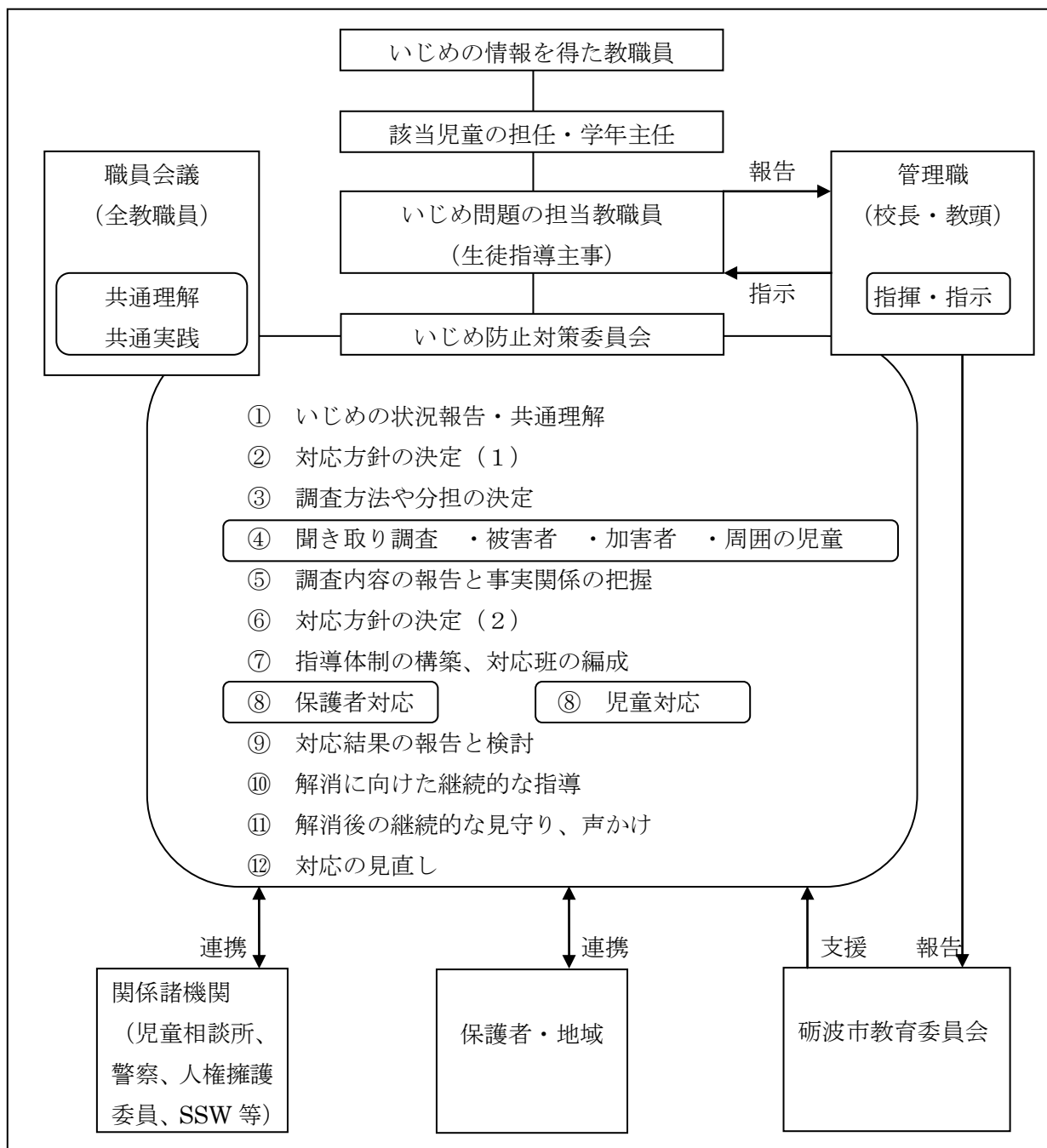
- ・法や国・県・市の基本方針の共通理解や、校内研修をとおして教職員の人権感覚を高める。
- ・校内生徒指導委員会を基本とした「いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援職員を加える。
- ・全教育活動をとおした指導に努め、道徳教育及び体験活動、いのちの教育、人権教育、他を思いやる心を育てる。また多面的な児童理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。
- ・各教科の指導においては、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導を心がける。
- ・ネットモラル教育の充実を図る。
- ・いじめ問題に児童が主体的に関わろうとする意識を育てる。また、小中学生が連携して課題解決に取り組もうとする姿勢を育てる。

(2) いじめの早期発見

- ・チェックリストを活用するなど、小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努める。
- ・教育相談やアンケート調査（児童：6月、11月、2月 保護者：6月、11月）を定期的に行う。把握した課題を「対策委員会」等で、共通理解し、チームサポートを早期に開始できるようにする。
- ・スクールカウンセラー、心の相談室の活用等により、児童の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

(3) いじめへの早期対応

① いじめ対応マニュアル



② 初期対応シート（担任用いじめチェックシート）による記録の蓄積、全校体制による対応、関係機関との連携、情報収集と情報保護、教育委員会への報告を適切に行い、早期解決に努める。

(4) 再発防止

- いじめが解決したと思われる場合でも、いじめチェックシートを利用しながら、十分に注意して継続的な観察や必要な指導を行う。
- 問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直し、再発防止に努める。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭。必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー や スクールソーシャルワーカー、支援スタッフを加える。

(2) 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
- ・ 児童アンケート、保護者アンケートの結果の検討。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発。（いじめに関する校内研修の企画立案）
- ・ 保護者、地域に対する情報発信、情報収集。
- ・ いじめ事案への対応、相談窓口。
- ・ 学校いじめ防止基本方針、年間計画等の見直し。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより、在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

(3) 調査

- ① 重大事態が発生した場合には、砺波市教育委員会と連携して、通常対策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、教育委員会の適切な指導及び支援のもとで、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③ 上記の調査を行った場合は、教育委員会の適切な指導及び支援のもとに、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断しなければならない。

(4) 対応

- ① 「被害児童を絶対守る」ことを第一に、教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。
- ② 警察、適応指導教室等、関係機関と連携する。

(5) 第3者委員会

- ・ 重大事態への対処又は発生防止のための附属機関（第3者委員会）を設ける必要があると市長が判断した場合は、教育委員会がその対応に当たる。
- ・ 附属機関が、上記(3)の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

6 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会（年間計画、研修内容立案） ・いじめ気付きチェックシート配布 ・いじめ問題校内研修会（基本方針・年間計画等の共通理解）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会に向けた集団づくり ・大型連休後の教育相談（Q-U 調査、全員面接）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査（児童、保護者） ・いじめ防止委員会（児童、保護者アンケート結果の検討）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育ての輪」を活用とした保護者会での啓発活動 ・教育相談週間 ・いじめ対策取組評価アンケート（教職員）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区いじめ防止意見交換会 ・いじめ防止委員会（取組評価アンケート結果の検討） ・いじめ問題校内研修会（取組の評価と2学期に向けて）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識を高める2学期の学級組織づくり ・夏季休業終了後の教育相談（Q-U 調査、全員面接）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会（Q-U 調査、全員面接結果の検討）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止講演会 ・いじめアンケート調査（児童、保護者） ・いじめ防止委員会（児童、保護者アンケート結果の検討）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間（人権集会） ・教育相談週間 ・いじめ対策取組評価アンケート（教職員）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会（取組評価アンケート結果の検討） ・いじめ問題校内研修会（取組の評価と3学期に向けて）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査（児童） ・いじめ防止委員会（児童アンケート結果の検討） ・学校評価の取りまとめ
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の振り返り ・いじめ防止委員会（学校いじめ防止基本方針の見直し）

7 家庭や地域、関係機関等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・保護者懇談会などの機会を利用し、「健やかな砺波っ子を育てる子育ての輪」を活用しながら、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように共通理解を図る。
- ・学校外でのインターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者に対して必要な啓発活動を行うとともに、PTAが進める「親と子の携帯電話『3ない運動』」の取組を強化する。
- ・地域を挙げていじめ防止に取り組む機運を高めるために、地域住民も参加できる「いのちの講演会」などを実施したり、地域の人権擁護委員の話を聞く機会を設けたりする。
- ・小中連絡会等で、家庭の実態把握や内面理解に努め、進学後に問題が生じないように指導や支援の充実に努める。